社会福祉法人　日翔会
福祉用具貸与販売事業所あいご

重要事項説明書

２０２５年5月１日 現在

福祉用具販売及び介護予防福祉用具販売サービスの提供にあたり、下記の通り重要事項をご説明申し上げます。

１　事業者の概要

（1）サービスを提供する事業者

事業所名	福祉用具貸与販売事業所あいご
所在地	鳥取県日野郡日野町根雨７１０番地
電話番号	０８５９－７７－０７７８
ＦＡＸ番号	０８５９－７７－０７７９
管理者	原田　将平
事業所番号	３１７１６００３４３

（2）当事業所の職員体制

職　　名	資　　格	常勤	非常勤	兼務の別	合計	業務内容
専門相談員	介護福祉士 福祉用具専門相談員	２名		１名は管理者兼務	２名	福祉用具販売の提供にあたる
合計		２名		―		―

（3）サービスの提供地域と提供時間帯

サービス提供地域	日野町　日南町　江府町　伯耆町　真庭市　倉吉市　新見市　米子市　安来市
月曜日～金曜日	午前９時００分～午後６時００分
休業日	土曜日、日曜日、国民の祝日、８月１３日～１５日、１２月３０日～１月３日

※上記地域以外にお住まいの方でもご希望の方はご相談ください。

２　当事業所の特徴等

（1）運営の方針

要支援及び要介護認定を受けているお客様に対し、そのお客様の意向を尊重したサービスの提供をすることで、個人の尊厳を保持しつつ、地域社会において自立した在宅生活を営むことができるよう支援します。

（2）サービス利用のために

事　　項	備　　考
従業員への研修の実施	採用時研修、継続研修（年２回）

3　提供サービス種目

腰掛便座	自動排泄処理装置の交換可能部品	入浴補助用具	簡易浴槽
移動用リフトのつり具部分			

4　利用料金

（1）利用料

別紙販売カタログに記載されている料金とし、要支援及び要介護認定を受けている方には年額１０万円（税込）を限度として介護報酬告示上の額の利用者負担割合に応じた額で適用されます。

（2）その他の費用

通常の事業の実施地域（日野町　日南町　江府町　伯耆町　真庭市　倉吉市　新見市　米子市　安来市）を越えてサービスを提供する場合、それに要した交通費はその実費をお支払いいただきます。自動車を使用した場合の交通費は、次の額を目安とします。

通常の事業の実施地域外から、片道概ね３０ｋｍ未満・・・２，０００円

通常の事業の実施地域外から、片道概ね３０ｋｍ以上・・・３，０００円

また、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に要する費用も、その実費をお支払いいただきます。（その都度、別途お見積致します。）

5　サービスの利用方法

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺い致します。相談させていただきながら商品の選定をし、搬入日についてご希望に沿えるようご相談に応じます。

※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

6　サービス提供の記録

提供したサービスの具体的な内容を記録し、お客様からの申し出があった場合には、文書の交付適切な方法により、その情報をお客様に対して提供します。

7　サービス内容に関する苦情

（1）当事業所のお客様相談・苦情窓口

担当者　　管理者　原田　将平
電　話　　０８５９－７７－０７７８　ＦＡＸ　０８５９－７７－０７７９
受付日　　月曜日～金曜日
（土曜日、日曜日、国民の祝日、８月１３日～１５日、１２月３０～１月３日除く）
受付時間　午前９時００分～午後６時００分

（2）その他
当事業所以外に、お住まいの市町村及び国民健康保険団体連合の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

8　緊急時の対応方法

物件に不具合が生じた場合下記にご連絡下さい。

連絡先	福祉用具貸与販売事業所あいご
電話番号	０８５９－７７－０７７８
ＦＡＸ	０８５９－７７－０７７９
担当者	原田　将平

9　事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、下記にご連絡下さい。
また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
なお、当事業所の提供するサービスにより、お客様に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

連絡先	福祉用具貸与販売事業所あいご
電話番号	０８５９－７７－０７７８
ＦＡＸ	０８５９－７７－０７７９
担当者	原田　将平

１０　虐待防止のための措置に関する事項

（1）事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

１．虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

２．虐待の防止のための指針を整備する。

３．従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

４．前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

（2）　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする

１１　業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に開催するなどの措置を講じます。

① 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

② 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

１２　秘密の保持について

（1）　当該事業所の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

（2）　当該事業所の従業者であった者は、正当な理由がなくその業務上知り得たお客様及びご家族の秘密を漏らしません。

（3）　事業者では、お客様の医療上緊急の必要がある場合又はサービス担当者会議等で必要がある場合に限り、あらかじめ文書による同意を得た上で、必要な範囲内でお客様又はご家族の個人情報を用います。

個人情報の利用について

当事業所では、利用者様の個人情報の保護に万全の体制をとっております。
当事業所においては利用者様またはその家族様等の個人情報は次の利用目的のために管理及び使用しています。

・事業所内における利用
１．利用者様に提供する介護保険サービス
２．介護保険事務
３．利用手続き
４．介護実習等への協力
５．提供する介護保険サービスのための管理運営の業務（会計、経理、事故等など）

・事業所外への情報提供としての利用
１．介護保険サービスを提供するために行う業務
（担当者会議・連絡会議等の他の介護施設・医療機関との連携、照会、状況説明）
２．介護保険事務に関する業務
（介護給付費の請求業務、その他介護保険事務に関する業務）
３．当法人発行の広報誌等の掲載（写真、氏名、年齢等）
４．行政等の監査機関への情報提供
５．緊急対応のための業務（行政、警察、消防署等）
６．当事業所が加入する賠償責任保険等に係る保険会社等への相談又は届出等
７．当事業所がレンタル商品の調達をおこなっている契約事業者

・その他の利用
１．サービス計画を作成するための資料（認定調査内容及び主治医意見書）

・使用する期間
１．契約開始日より契約終了日までとする。

・条件
１．個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこととし、契約終了後も同様とする。

※上記の利用目的の中で同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当の個人情報保護相談窓口にご相談ください。
これらの同意及びお申し出は後からいつでも撤回、変更等する事ができます。

・個人情報保護相談窓口
社会福祉法人日翔会
福祉用具貸与販売事業所あいご　　原田　将平

年　　月　　日

福祉用具の販売にあたり事業者は、ご利用者ならびにそのご家族に対して本書面に基づいて、重要な事項の説明と福祉用具取り扱い説明書の交付、及び福祉用具使用説明ならびに使用に関する注意事項について説明致しました。本書面は、サービス期間終了まで保管するものとする。

事業所
所在地　鳥取県日野郡日野町根雨７１０番地
名　称　社会福祉法人　日翔会
福祉用具貸与販売事業所あいご

説明者氏名　　印

私は、本書面により、事業者から福祉用具販売についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

身元引受人（連帯保証人）

住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

利用者との続柄＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿